

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和3年2月24日（金）午後1時30分から午後3時10分
場所 富山県民会館702号室

2 出席委員

田中篤人、笠井廣志、中田眞一郎、角眞光彦、藤田信弥、堀井律子、中田礼子
（欠席委員：山本勝徳）

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 田中篤人

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第101条第1項及び第132条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

笠井廣志、中田礼子

6 水産漁港課職員

矢野課長、前田課長補佐、加藤主任

7 事務局職員

渡辺事務局長

8 付議事項（議題）

（1）「令和3年度増殖目標量の委員会指示について」（協議）

事務局から資料1-1及び1-2により、説明があった。

中田眞一郎委員より、産業管理外来種として位置づけられている「ニジマス」が漁業権魚種となって県内河川に放流されていることについて、このニジマスという魚の取扱いを県としてどのように考えているか聞かせていただきたい、という質問があり、県から、漁業権魚種としてきちんと管理・放流されているニジマスについては、「外来種」という取扱いにはしていない。漁業権魚種となっていない区域では、極力放流を避けてもらいたいという水産庁の見解があり、県としてもこれに従

って取扱っているところである、と回答があった。

中田礼子委員から、資料中の共内第6号上市川の「やまめ」の実績は、指示量に達しているのに○が付記していないという指摘があり、事務局から誤りであり、訂正する旨、発言があった。

事務局から資料の1-2により委員会指示案が示され、田中会長から事務局へ、昨年度の委員会指示の内容と変更がないことが確認された。

藤田委員より、指示案のうち種苗放流についての留意事項に「やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。」とあるが、神通川ではサクラマスとアマゴの交雑が増えている現状を危惧しており、純系のサクラマスを地域のブランドとして守るためには、県内でヤマメを放流する前には、遺伝的な検査を実施するなどの策を講じていただくようお願いしたい、という意見があった。

中田眞一郎委員より、黒部川内水面漁協では、10年ほど前に岐阜県の業者がヤマメやイワナの養殖場でアマゴも養殖していたので、交雑に配慮してこのアマゴの飼育を止めてもらいたいというお願いをして、業者がこれに従ってくれたので、その後は安心してヤマメを購入させていただいている。アマゴは太平洋側の魚種であり、日本海側でのアマゴの放流は絶対にダメだというような何らかの措置が必要ではないか、と意見があった。

田中会長から、今回の委員会指示案の内容自体には異議はないか、と委員に問いかけがあり、確認後、委員からの意見に対して県の見解を求めた。

水産漁港課前田補佐から、全てのアマゴを排除することは現実的に困難であるが、現在まで続いている純系のサクラマス資源を守っていかなければならないので、アマゴが混じっている可能性のある種苗の放流は止めてもらうよう、関係各所に要請する必要があると考えている、と回答があった。

角眞委員から、委員会指示中に魚の大きさが示してあるが、2gのヤマメとアマゴを外見で見分けることが可能かどうかという問いかけがあり、県からDNAで調べない限り見た目では区別がつかないだろう、と回答があった。

藤田委員から、小さい種苗は見分けがつかないからこそ、アマゴの混入の可能性のない業者等から購入することが肝心である、と意見があった。

他に意見はなく、審議の結果、指示案のとおり委員会指示を発出することが決定された。

(2) 「投網等の採捕許可方針の変更について」(協議)

県から資料-2-1 および 2-2 により、許可方針の変更の内容の説明が行われた。

委員からは特に質問等はなく、案のとおり許可方針を変更することとなった。

(3) 「漁業法改正に伴う内水面漁場計画の作成等について」(報告)

県から、資料3-1、3-2、3-3に基づき、以下の3点について説明があった。

- ア 漁業法改正によって、第5種共同漁業権における内水面漁場計画は5年ごとに策定することとなった(法第67条)ため、令和3年度に新たな漁場計画を作成する必要があること。また、漁場計画を策定する際には、インターネット等で公表して、漁業者や利害関係者等から意見を聴く必要があること。
- イ 各漁業権者は、免許期間を計画期間とした「漁業生産力の発展計画」を作成し、県に提出するものとし、この計画に基づいて計画の履行状況を点検し、年1回以上、結果を県に報告することとなったこと(法第74条)。
- ウ 各漁業権者は、漁業権の内容となっている漁業について、資源管理や行使状況について、年1回以上、県に報告することとなったこと(法第90条)。

漁場計画策定に関しての委員からの意見

会長から、新たな漁場計画の策定期限は3年9月となるか、という質問があり、県から、できるだけ努力するが、計画策定までの期間が短いことから、今後一定の猶予を国などに求めていきたい旨説明があった。

藤田委員から、組織が堅強な組合はなんとかなるかもしれないが、小さな組合では、計画策定や関係資料の作成の労力、増殖量を増やすための経費的な問題もあるので、現状の漁場計画を維持することで精いっぱい、漁場計画を変更する作業の実施は困難ではないかと考える。また、今後の計画策定スケジュールのなかで、関係者からの意見聴取があるが、意見聴取する対象者は誰を考えているか、また、漁業者や遊漁者からの日常的に要望としてあがって来るのは、漁場の区域、漁獲数量、免許や許可の期間、人数など多岐に渡るので、令和8年までと決められていたこれまでの許可の内容を本当に変更ができるのか疑問である。さらに、公に聴いた意見を県と委員会で検討すると記載されているが、漁業組合の立場はどうなるのか、組合員の上部に漁業組合があるので、内水面漁場管理委員会のなかで決められた指示が組合の決定事項より優先されるのかどうか判らない、という意見があった。

事務局から、意見を聴取する相手方は主に漁業者や漁業協同組合で、意見は多種、多岐に渡るので、それを集約、整理して、必要があれば委員会で検討することになる。優先順位はあくまでも漁業協同組合が1番になる、と回答があった。

田中会長から、利害関係者というのは、具体的にどこまでの方々をイメージすればよいのか、国や県の考え方はどうなっているのか、という質問があり、県から、水産庁も現在、内部で検討している段階で、関係者の範囲は明確には答えられない。意見を出す方は、自分の立場を明確にしたうえで、意見を出すことになる。どの範囲までの人の意見を重要視するか、利害関係人とするかしないかの線引きも今後詰めなければいけないと考えている。富山県は他県と更新時期がずれ

ており、一番はじめに計画を策定することとなっているため、水産庁も法改正以降、定義づけまでの時間が無かったのが実情である、と回答があった。

田中会長から、委員会としては、県の考え方を聞いていく立場にあり、その考え方に対して意見を述べることになると考えられる、と意見があった。

中田眞一郎委員から、自身は委員という立場と組合長という双方の立場があり、組合長として述べるが、総代会を開いて、組合員から出る様々な意見を集約して、回答することは非常に労力を要する作業となる。時間のない中で、利害関係者の意見を取り入れて整理し、新たな漁場計画をまとめることが本当にできるかどうか疑問である、さらにそれらを委員会で受けて委員の立場として意見を述べ、まとめることもまた困難である、という意見があった。

田中会長から、利害関係者の意見は公表しなければならないが、委員会としては、これらの意見を県がどのように捉え、対応をどのように考えるか、ということを知りたいと議論していただくことになると考えられるが、現状では、想定しづらいものがある、と意見があった。

県矢野課長から、これまでであれば、免許書換えの時期に漁場計画を立てていたものが、これが5年ごとになったので、国の方も大幅な改変を考えているのではなく、中間的な時期に、変える必要がある部分があれば、見直すというスタンスであると受け止めている。聞けば様々な意見は出てくると思うが、本県の免許書換えが令和8年にあるが、その時には大々的に受け止めて、変更することもあると思うが、今回は中間期として、本当に見直さなければならないものがある場合は、反映させていくべきと考える。漁業者や漁業協同組合さんからの意見をどのように考えるか、皆さんの思いをどう調整していくかについては、今後県として考えていきたい、と回答があった。

田中会長から、意見の聴取方法として、郵便やファクシミリとあるが、インターネットによる方法はないのか、時代にそぐわない、と意見があり、県から、今後水産庁と相談しながら考えたい、と回答があった。

県矢野課長から、スケジュールありきではないが、時間を要する状況になってきた場合には、水産庁にお願いしながら、上手に着地点を検討していきたい。9月にあわせて無理やりとは考えていない、と説明があった。

漁業生産力の発展計画の作成及び資源管理状況等の報告に関する意見

田中会長から、これも新たな作業となるか、という質問があり、県から、これら2つの報告は、改正漁業法で漁業権者に新たに作成・提出などをお願いするものである。漁場生産力の発展計画については、現在の増殖指示量以上に目標を定めるとか、高いハードルを掲げるというよりは、現状の内容を中心に可能なことを記載してもらうことになる。厳しい数値目標を掲げるものではないということをご理解いただきたい、と回答があった。

田中会長から、農林水産省では成長産業化の予算などが組み込まれているが、法改正に伴って、水産で予算的なものの増強などはあったか、という質問があり、県から、今回の漁業法改正は内水面に係る部分は少なく、海面漁業に係る変更が大きかったので、「もうかる漁業」などの予算措置もあったが、内水面関係予算増は大きくなかった、と回答があった。

(4) 全国内水面漁場管理委員会連合会の役割について（報告）

事務局から、資料4により、全国内水面漁場管理委員会連合会の概要について説明があった。特に、連合会の漁場管理対策検討会で議論されている提案項目、すなわち、現在全国的に問題となっている課題について、説明があった。

委員からの意見、質問等は無かった。

(5) その他

事務局から、県が毎年発行している「富山の水産」という冊子について説明があった。特に、内水面漁業に関する内容や活動、放流等に関するデータが示されているので、今後の参考にしていただきたい、という説明があった。

(6) 次回委員会の日程について

次回の委員会は、令和3年5月27日（木）13:30 から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和3年2月24日

議長

署名委員

署名委員
